

章番号	節番号・表題		条文表題・番号		現) 2026年4月1日施行前条文内容	新) 2026年4月1日施行条文内容	変更点の概要
第一章	第九節	義務違反者に対する措置	使用禁止の請求	第五十八条第二項	前項の決議は、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数です。	前項の決議は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数です。	義務違反者に対する使用禁止請求決議要件に、議決権を有しない者を除外し、出席要件が追加された。